

教育関係

115	地域高等学校育成・支援負担金	臼田町・浅科村・望月町が負担しています。合併時、新市において協議会等に参加し負担します。
116	生涯学習センター使用料	佐久市が徴収しています。合併時、現行どおりとします。
117	南佐久地域振興センター(臼田町コスモホール)使用料	臼田町が徴収しています。合併時、現行どおりとし、新市において他の類似施設との整合性を図ります。
118	芸術文化振興事業激励金交付事業	佐久市が実施しています。合併時、佐久市の例により実施します。 市内に住所、活動拠点を有し、全国大会出場の団体又は個人。ただし、事業所内で組織された団体、営利を目的として活動する団体若しくは個人は除く。 個人出場の場合 1人当たり 10,000円 団体出場の場合 10人以上15人未満 100,000円以内 15人以上 150,000円以内 10人に満たない場合は個人出場の場合により算出します。
119	臼田町文化協会事業補助金	臼田町が実施しています。合併時、臼田地区の文化協会として存続し補助します。
120	文化財保護事業補助金	4市町村とも実施していますが、補助金額に違いがあります。 長い間に培われた地域の歴史、伝統文化に根ざしていることから、合併時は、過去の経過を踏まえて現行どおりとします。なお、3年を目標に統一した基準に基づき見直しを図ります。
121	文化財保護審議会	4市町村とも同様に設置しています。合併時、審議会を設置します。
122	生涯学習基本計画	4市町村とも実施していますが、計画内容に違いがあります。 4市町村の現行の内容を尊重し、合併後に新構想・新計画を策定します。
123	総合文化会館建設協議会	佐久市が設置しています。新市の基本構想に基づき、新市において協議会を設置します。
124	ふるさと創生人材育成補助事業	佐久市が実施しています。合併時、佐久市の例を基本に調整を図ります。 海外研修(中学3年生対象):研修は英語圏へホームステイとします。研修期間は10日程度。 洋上セミナー(中学1・2年生対象):研修地は神津島・新島とします。研修期間は、3泊4日程度。 *参加者負担金は、研修費等経費総額の2割程度。
125	男女共同参画プラン	4市町村とも実施していますが、計画内容に違いがあります。 合併後1年以内に、4市町村の現行の内容を尊重し、新計画を策定します。
126	市町村誌編纂事業	臼田町・浅科村が編纂事業を行っています。合併時、編纂事業を継続します。
127	市町村誌刊行会	臼田町・浅科村が刊行会を設置しています。合併時、新市において刊行会の統一を図ります。
128	体育施設使用料	4市町村とも徴収していますが、使用料に違いがあります。合併時、使用料の統一を図ります。
129	臼田町運動公園宿泊棟使用料	臼田町が徴収しています。合併時、現行どおりとします。
130	スポーツ少年団交付金	4市町村とも実施していますが、交付金に違いがあります。合併時、交付金を各団体1万円に統一します。 なお、施設使用料は、他のスポーツ団体が練習等のためスポーツ施設を使用する場合は有料となりますが、スポーツ少年団が使用する場合は、少年スポーツの振興という意味において、全額免除とします。
131	スポーツ振興審議会	佐久市・臼田町が設置していますが、委員構成、報酬に違いがあります。合併時、新市において設置します。
132	スポーツ教室	4市町村とも実施していますが、教室の種類及び参加料に違いがあります。 教室の種類は住民ニーズを把握して決定します。 参加料については受益者負担を原則とし、新市において統一します。
133	体育協会	4市町村とも同様に実施しています。合併時、体育協会の組織を統一します。
134	体育協会補助金・委託料	4市町村とも実施していますが、補助内容に違いがあります。合併時、補助基準を作成し補助します。
135	公民館施設使用料	佐久市・浅科村が徴収していますが、使用料に違いがあります。 合併時、使用料は1時間当たりに調整し、料金は面積により統一します。 また、開館時間及び閉館時間は地域の特性があるため、各地域にあった時間帯を設定します。
136	公民館グループ・クラブ活動補助金	臼田町・浅科村が実施していますが、補助金に違いがあります。合併時、臼田町の例により、新たにグループ活動推進協議会を設置し、協議会に補助します。なお、個々の団体への補助は合併時廃止します。
137	公民館運営審議会	佐久市・浅科村・望月町が設置していますが、委員の数、構成、報酬に違いがあります。 合併時、新市において設置します。
138	図書館管理運営業務	4市町村とも図書館を設置していますが、管理運営内容に違いがあります。 4市町村の図書館の個性を尊重しながら、合併時、現行どおりとし、合併後、各図書館のネットワーク化を図ります。

ホームページを開設しています

合併協議会では、合併協議状況などの情報を広く住民の皆さんに提供するため、ホームページを開設しています。
ぜひご覧ください。

佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会事務局

〒385-8501 長野県佐久市大字中込3056 (佐久市役所3F)
TEL ● 0267-62-2111 (内線366) / FAX ● 0267-62-7862
Eメール ● gappei@city.saku.nagano.jp
ホームページアドレス ● <http://www.city.saku.nagano.jp/gappei/index.htm>